

岡山市敬老会開催等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者のこれまでの社会への功績をたたえ、その労をねぎらい、敬老の精神を養うとともに高齢者の誇りと生活への意欲を高めるため、岡山市内に居住する高齢者を対象として実施される敬老会の開催等に関して必要な事項を定めるものとする。

(敬老会の区分)

第2条 敬老会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 合同敬老会(市内全域を単位として開催する敬老会をいう。)
- (2) 地区敬老会(支所管内全域を単位として開催する敬老会をいう。)
- (3) 学区敬老会(小学校区等を単位として開催する敬老会をいう。)

(敬老会の開催及び支援)

第3条 敬老会の開催及び支援は、次のとおりとする。

- (1) 合同敬老会は、岡山市、岡山市連合婦人会及び岡山市社会福祉協議会が、相互の連携の下で開催するものとする。
- (2) 地区敬老会及び学区敬老会は、岡山市連合婦人会、岡山市社会福祉協議会等が開催するものとする。
- (3) 岡山市連合婦人会及び岡山市社会福祉協議会は、その他の団体が行う敬老会の開催を支援することができる。

(対象者)

第4条 敬老会の対象者は、岡山市内に居住する在宅の数え年80歳以上の高齢者(以下単に「高齢者」という。)とする。

ただし、地区敬老会又は学区敬老会の実施にあつては、実施地区又は学区の実情により、数え年70歳以上80歳未満の高齢者を参加させることができる。

(事業の内容)

第 5 条 敬老会で行う事業の内容は、日頃の労をねぎらい、敬老の精神を養うための式典の開催、演芸の実施、記念品の贈呈等とする。

(敬老会を開催しようとする者への支援)

第 6 条 市は、この要領の定めるところにより市以外の者(団体に限る。)が行う敬老会の開催及び開催の支援について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(経理)

第 7 条 敬老会の開催者は、開催に伴う収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに関係帳簿及び証拠書類を補助事業完了後 5 年間保管しておくものとする。

(開催上の留意事項)

第 8 条 敬老会を開催しようとする者は、敬老会の開催に当たり、町内会、小中学校、公民館等の関係機関の理解と協力を得て密接に連絡をとり、その効率的な運営を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 7 月 2 5 日から施行し、平成 1 7 年度に開催される敬老会から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 6 月 2 9 日から施行する。